

高齢者住宅小規模改造助成

事業概要	要介護高齢者が、住み慣れた家で過ごすため、段差解消や手すりの取り付け、トイレの洋式化等の小規模な改造に対し、予算の範囲で費用の一部を助成します。
補助額	補助額 対象工事費（上限 50 万円）の※ 1 / 2 ※補助額の限度額は 25 万円となります。
対象者	次の要件をすべて満たす方 ☐ 市内に住む 65 歳以上の高齢者 ☐ 『障害老人の日常生活自立度』による基準で準寝たきり以上の高齢者 ☐ 本人、配偶者の扶養義務者の前年（1 月から 6 月までは前々年）の課税所得額が基準を超えない方 ☐ 市税等の滞納がない方
申請方法	①ケアマネジャーまたは地域包括支援センターに相談してください。 ②ケアマネジャーまたは地域包括支援センターを通じて介護保険課に申請していただきます。 ③介護保険課の職員が訪問します。 ④工事完了後、実績報告・請求書を提出していただきます。
代行申請	ケアマネジャーまたは地域包括支援センター
その他	①工事着工前に申請が必要です。 ②着工後の申請は、補助金の交付は受けられません。
問い合わせ先	介護保険課（077-582-1127）